

10月1日以降の文化施設におけるイベント等の開催に係る利用制限の緩和について

国および北海道の制限緩和を受けて本年10月1日にイベント等の開催制限を緩和し、その取扱いは11月末までとしていたところではありますが、このたび国および北海道において、その取扱いを当面2月末まで維持することとしたことから、**本市においても12月1日から令和3年2月28日までの間、原則として現在の取扱いを維持**することとしました。なお、今後、国および北海道の取扱いに変更が生じた際には、本市の取扱いについても変更する場合があります。

また、イベント等の開催にあたっては、該当する業種別ガイドラインにイベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置が盛り込まれていることを確認し、適切な感染防止対策を実施してください。

(業種別ガイドラインの改訂が確認できない場合は制限を緩和できません。)

記

1 感染防止対策の確認

下記の一覧から該当するガイドラインを選び、適切な感染防止対策を確認してください。

例1) 市民会館大ホールでクラシックコンサートを開催する場合

(開催施設に係る) 劇場・音楽堂等ガイドライン

(開催内容に係る) クラシック音楽公演における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

例2) 市民会館大ホールで講演会を開催する場合

(開催施設に係る) 劇場・音楽堂等ガイドライン

(開催内容に係る) 公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

■ 業種別ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧は[こちら](#) (内閣官房ホームページ)

■ イベント開催制限の緩和に伴うリスクを軽減するための措置 ([別紙1](#))

2 利用制限を緩和する施設

ガイドラインの改訂が確認でき、感染防止対策等の準備ができた施設から順次緩和します。

施設(貸室)名		期間	該当ガイドライン
市民会館	大ホール・小ホール	10月1日 から2月末	劇場・音楽堂等ガイドライン
芸術ホール	大ホール		
亀田交流プラザ	講堂		
図書館	視聴覚ホール		映画館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
市民会館	上記以外の貸室	ガイドラインの改訂後 から2月末	公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン
芸術ホール	上記以外の貸室		

亀田交流プラザ	上記以外の貸室		
図書館	上記以外の貸室		
公民館	すべての貸室		
青年センター	すべての貸室		
青少年研修センター	すべての貸室		

◇ 各施設の収容人員(目安)は[こちら](#)

3 収容率, 人数上限の目安

	収容率		人数上限
イベント等の類型	大声での歓声, 声援等がないことを前提とするもの	大声での歓声, 声援等が想定されるもの	収容人数 1 万人超 ⇒ 収容人数の 50%
	・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 (区域が限定) ・ 参加者の位置が固定 (座席や立ち位置固定)		
	100%以内	50%以内*	収容人数 1 万人以下 ⇒ 5,000人
	・ 入退場や区域内の適切な行動確保が可能 ・ 参加者が自由に移動できる ・ 名簿等で参加者の把握が可能		
	密が発生しない程度の間隔 (最低限人と人が接触しない程度の間隔)	十分な人と人との間隔 (1m)	

※)異なるグループ間では座席を1席空け, 同一グループ(5人以内に限る)内では座席間隔を設けなくてもよい。グループ数によっては収容率が50%を超える場合がある。

4 開催制限を緩和するイベント等

■大声での歓声, 声援等がないことを前提とするものの例

音楽	クラシック音楽(交響曲, 管弦楽曲, 協奏曲, 室内楽曲, 器楽曲, 声楽曲等), 歌劇, 楽劇, 合唱, ジャズ, 吹奏楽, 民族音楽, 歌謡曲等のコンサート
演劇等	現代演劇, 児童演劇, 人形劇, ミュージカル, 読み聞かせ, 手話パフォーマンス 等
舞踊	バレエ, 現代舞踊, 民族舞踊 等
伝統芸能	雅楽, 能楽, 文楽, 人形浄瑠璃, 歌舞伎, 組踊, 邦舞 等
芸能・演芸	講談, 落語, 浪曲, 漫談, 奇術 等
公演・式典	各種講演会, 説明会, ワークショップ, 各種教室, 行政主催イベント等, タウンミーティング, 入学式, 卒業式, 成人式, 入社式 等
展示会	(人数等を管理できる)各種展示会, 商談会, 各種ショー 等
地域の行事等	(名簿等で参加者の把握ができる)地域の行事 等

次のいずれにも該当するもの

- ① これまでの当該イベント等の出演者・出演団体の開催実績において観客が大声での歓声・声援等を発し、または歌唱する等の実態がみられないもの（開催実績がない場合、類似のイベント等に照らし、観客が大声での歓声・声援等を発し、または歌唱することが見込まれないもの）。
- ② これまでの開催実績を踏まえ、マスクの着用を含め、個別の参加者に対して感染防止対策の徹底が行われうるもの。
- ③ 発声する演者と観客間の距離が適切に保たれている等、感染防止対策等が業種ごとに策定された感染拡大防止ガイドラインに盛り込まれて、それに則った感染防止対策が実施されるもの。

■大声での歓声、声援等が想定されるものの例

音楽	ロックコンサート、ポップコンサート 等
スポーツイベント等	サッカー、野球、大相撲 等
公営競技	競馬、競輪、競艇、オートレース 等
公演	キャラクターショー、親子公演会 等

■食事を伴うイベント等は緩和の対象になりません。（例：料理教室 等）

5 開催制限の緩和を適用する場合の条件

■イベント等主催者と施設管理者の双方において業種別ガイドラインにより必要な感染防止対策を担保していること

■イベント等主催者と施設管理者の双方において感染防止の取組が公表されていること

なお、イベント等の開催につきましては、「北海道スタイル」の実践や業種別ガイドラインの遵守が前提となりますので、イベント等主催者におかれては、これらの徹底についてお願いします。

6 制限緩和を適用する手続き

イベント等主催者は、事前打ち合わせやご利用当日に、「イベント主催者セルフチェックシート」(全項目チェック済み・署名済み)を施設管理者に提出し、点検を受けたうえで、開催場所の入口に掲示してください。

◇ イベント主催者セルフチェックシートは[こちら](#)